

総務委員会会議録

令和6年8月5日(月)
(開 会) 10:00
(閉 会) 11:57

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

【 報告事項 】

1. 財政見直しについて (財政課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

過去にこの入札制度について、印刷業界というか、組合から要望書等が出ているんじゃないかと思います。どういった内容の要望が上がっているのか、次回の委員会でいいので、要望の内容を資料として要求したいと思いますので、委員長のほうでお取り計らいのほど、よろしくをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま赤尾委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま赤尾委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報公開について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○総務課長

提出させていただいている資料について、ご説明申し上げます。まず左側の表についてご説明いたします。令和5年度に作成した公文書ファイル数ということでございます。これは令和5年度に作成いたしました各部局の保存期間ごとの公文書ファイル数ということになっております。公文書ファイルにつきましては、文書管理システム上において設定した各所管課の事務事業ごとに保存期間を同じくすることが適当な行政文書を一つの集合物としてまとめたというものになります。

次に、右側の表のほうをお願いいたします。こちらにつきましては、令和5年度の各部局に

において、文書管理システムにおいて文書の起案・収受を行った件数を集計したものというふうになっております。

以上、甚だ簡単ですが、提出資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

公文書の管理状況について、資料の説明、ありがとうございました。市で多くの文書を作成し、保管していることが分かったわけですが、自治体において公文書を適切に管理し、行政資料として積極的に公開することは、民主主義の根幹を支えるものであります。そこで、飯塚市におけるこの公文書管理はどのようなルールに基づいて行われているのか、お示してください。

○総務課長

本市におきましては、飯塚市文書管理規程に基づきまして、文書事務を行っております。市の職員が職務上作成し、または取得した文書は、保存年限や文書分類番号等を記載いたしまして、供覧、決裁等を行った後、あらかじめ定められた保存年限に従い、執務室や書庫に保管され、保存年限経過後、廃棄されるという流れになります。

○田中武春委員

それでは、飯塚市では、公文書管理については、市の文書管理規程に基づいて行っているということですが、先ほど提出していただいた資料によりますと、市の公文書の保存期間が1年、3年、5年、10年及び30年と、5区分あるようですが、この公文書の保存期間の設定及び保管についてはどのようなルールに基づいて行われているのか、お示してください。

○総務課長

保存年限につきましては、文書管理規程第46条に基づき、1年から30年の5区分としております。なお、法令等により別に定めがあるときは、当該法令等の定めるところによるものとしております。保存期間の設定に当たりましては、文書の内容ごとにどれだけの期間、保存すべきかの基準を示す文書の保存期間の選択基準表を定めておりまして、これに基づき、担当課において、保存期間を判断するというようにしております。

文書の保存につきましては、保存期間10年及び30年の長期保存の文書につきましては、本庁舎8階の総合文書庫に保管いたしております。毎年度、担当課の確認の後、必要に応じて総務課のほうで廃棄を行っております。保存期間5年以下の文書につきましては、各課の執務室や補助庫で保存いたしまして、年に1度、総務課の指示の下、各課で廃棄を行っているというところでございます。

○田中武春委員

それでは、公文書の保存期間の設定に当たり、文書の保存期間の選択基準表に基づき、担当課が保存期間を判断しているとのことですが、具体的にどういった文書がそれぞれの保管期間に当たるのか、分かればお示してください。

○総務課長

文書の保存期間ごとの主な文書の例示といたしましては、保存期間1年の文書につきましては、軽易な照会・回答書、保存期間3年の文書につきましては、庁内における市報・ホームページ掲載依頼文書をはじめ、電算作業依頼書、あと保存年限5年の文書につきましては、各種証明書の申請文書や市職員の事務引継書、保存期間10年の文書につきましては、情報公開請求書や公開文書、保存期間30年の文書につきましては、議案に係る起案文書となっております。

○田中武春委員

それでは、先ほど、担当課の判断により保存期間を選択しているということでしたけども、適切な保存期間を選択し、行政文書を適正に管理するために、文書管理を総括する担当課として、各課に対して、この文書管理について、どのような周知または徹底を行っているのでしょうか。お示してください。

○総務課長

情報公開制度のより一層の充実が求められる中、市政運営の透明性を向上させ、市民への説明責任を果たしていくために、公文書の適正な管理は不可欠であるというふうに考えております。このため、毎年、全職員に対し、公文書の確実な作成や適正な管理の徹底について、周知を行うとともに、所属長会議におきましても周知徹底を行っておるところでございます。また、文書管理や情報公開制度に関する職員研修につきましては、新規採用職員を対象とした研修、また、職員各自が確認できるように、全庁共用フォルダに文書管理規程や文書事務の手引き、情報公開条例の解釈運用基準を掲載するなどの情報収集を行っています。

○田中武春委員

それでは、情報公開条例において、対象となる情報の定義とはどのようなものか、お示してください。

○総務課長

飯塚市情報公開条例第2条第2号におきまして、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきもの」と定義されております。

○田中武春委員

それでは、この情報公開条例におきまして、2つあるんですが、組織共用文書と個人文書の2つに区分するようになっているんですが、その基準についてお示してください。

○総務課長

組織共用文書、これにつきましては、実施機関が飯塚市文書管理規程及び文書事務の手引き等に基づいて管理している決裁、供覧等の内部処理手続を終えたものやこれらの手続の途中にある状態のものをはじめ、各実施機関が公的に支配している実態を備えているものとして、情報がその作成または取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用し、または保存されている状態のものを示しております。

○田中武春委員

それでは、組織共用文書とは職員個人の段階のものではなくて、組織として業務上必要なものとして利用し、保存されている状況のものということですが、具体的にどのような文書が組織共用文書で、どのような文書が個人文書に当たるのか、分かればお示してください。

○総務課長

組織共用文書の例としましては、決裁を行った文書が主なものでございます。そのほか、組織で回覧を行っている文書、共通のキャビネットに保管されている資料なども挙げられます。

一方、職員が個人の職務遂行の便宜のために保有する備忘録や職員の個人的検討段階にとどまる資料は、その職員のみにも属する文書等であり、組織共用文書に当たらないというような判断をさせていただいております。

○田中武春委員

飯塚市情報公開条例の条文の趣旨を全うする手段の一つが、この公文書の公開であります。公文書の適正管理については、市民の知る権利の保障や説明責任を果たすために重要であると思います。また、効果的で持続的な行政運営のためにも重要であるというふうに考えております。行政が組織として効率的かつ持続的な活動をしていくためには、情報の効果的な共有、そ

れから伝達が必要であり、その媒体となるのがこの公文書であります。公文書を整理して、必要ときにすぐ取り出せるよう共有しておけば、業務の効率が高まるだけでなく、経験を蓄積して次に生かせるものと思います。よりよい政策の実施や組織としての成長につながると考えますが、担当課としてどのように考えているのか、お示してください。

○総務課長

公文書は市の諸活動や歴史的事実の記録となるものであり、適切に処理、管理することは、市の業務を進める上で極めて重要であると考えております。また、公文書の適正管理は、情報公開条例の目的である市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること。これの実現に寄与するものであり、かつ効率的な行政運営を図るための基盤となるものと考えております。このため、本市におきましては、平成24年度から文書管理システムを導入し、文書の収受、起案、保管、廃棄までの文書事務を一元管理し、文書番号の自動付番や文書検索の迅速化を図るとともに、令和3年4月からは文書管理システムにおける電子決裁の運用を開始し、決裁等に要する時間を縮減する等の業務効率化が図れているものと考えております。引き続き、公文書の確実な作成、適正な管理の徹底を行っていくとともに、情報公開施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○田中武春委員

終わりになりますけども、情報公開制度が住民に対し、その諸活動を説明する責務、いわゆる行政の説明責任を全うするとともに、行政を監視するための重要な制度と言えます。また、公開によって得られた利益と非公開によって守られる利益とがそれぞれ適切に保護されるよう合理的な配慮をお願いし、私からの質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今お話しになりました組織共用文書と個人文書の件について、もう一度説明をお願いできますか。

○総務課長

組織共用文書につきましては、実施機関が飯塚市文書管理規程及び文書事務の手引き等に基づいて管理している決裁、供覧等の内部処理手続を終えたものや、これらの手続の途中にある状態のものをはじめ、各実施機関が公的に支配している状態で備えているものとして、情報がその作成または取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、または保存されている状態というものでございます。

○江口委員

今の話だと、個人段階、先ほどの前の田中委員の質問の中でも、個人が自分の仕事上の便宜のための備忘録であったりとか、個人的検討段階に関しては、これは個人文書なんだというお答えですよ。間違いないですよ。

○総務課長

おっしゃるとおりでございます。

○江口委員

では、その個人文書は、情報公開条例でいう情報に当たるか、当たらないかについては、どのようにお考えですか。

○総務課長

情報公開に当たる情報ではないと考えております。

○江口委員

組織共用文書、個人文書の分け方をすると、結構そういった判断をされるところは多いですね。これは片一方で、じゃあ情報公開条例の情報というのは、どうなっていますか。

○総務課長

すみません、飯塚市情報公開条例第2条第2号におきまして、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきもの」というふうな定義がされております。

○江口委員

条例第2条第2号では、今言われたとおりなんです。そう考えてみると、じゃあ本当に言われた個人の検討段階にある文書であるとか、個人の段階であるんだけど、備忘録がこの情報に当たらないか。備忘録ということは、要は仕事をする上で確認するためにつけているわけですよ。実施機関の職員が職務上作成したわけですよ。当然のことながら、それをベースに仕事をするのであれば、この実施機関が保有、最後の「保有すべきもの」、飯塚市の情報公開条例の特徴としては、これ、「保有すべきもの」というのもきちんと入っているというところが、ほかのところとちょっと違うところではあるんだけど、きちんと広めに情報を定義しているんです。今言われたような個人的検討にあるからとか、備忘録だからというのは、そうやって外すところもあるんだけど、結構情報公開の裁判の中とかで負けているケースが多かったりしますし、国の段階とかでも、個人的メモであるという主張をするけれど、それはでも、工作上必要でしょというところで、これは当然のことながら公開する情報だという判断をされ、裁判所に出されたことがあるわけです。で、やっぱり、ここの部分は、個人的備忘録で終わらせたら駄目だと思うんです。個人的備忘録じゃなくて、それをきちんと組織共用に移していく作業をしないではいけないし、検討ですよ。仕事でされているんだから、皆さん方。採用されなかったけれど、きちんとこの分は検討したんだというところで、残せるような形にしておかないといけないと思うんです。ぜひその点については、一遍、本当にこれを外したままでいいのかどうか、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長

すみません。個人的メモかどうか。備忘録は個人的なメモかどうかというような判断につきましては、一概に決められるものでもないと思いますので、組織的な利用または保存がなされていたかというような状況を個別に見ていく必要があると考えますので、その辺りの判断は慎重にやっていきたいと思っております。

○江口委員

基本的に仕事の中で、きちんと情報共有しようというわけですよ。だから、備忘録を作っても、ちゃんと文書ファイルの中に入れなさい、という話にすればいいわけですよ。手元に、自分だけのものを持つなど。いろんな外とやり取りしました。きちんとそこのフォルダか何かにはきちんと入れておく。検討はしました。それもきちんと入れておく。そしたらきちんと対応になるわけでしょ。そして、のちのちの方だったりとか、同僚が、異動がありましたとか、何かあったときにきちんと検討されているかどうか確認するときには、それが非常に有効になるわけじゃないですか。と思えば、そこについてはしっかりと見直しをしていただきたいと思えます。

それと、文書管理システムというお話がありました。文書管理システム、今は実際は紙ベースでやっているのか、それとも庁内LANとか、そういった形でやっているのか、その点についてはいかがですか。

○総務課長

文書管理システムについては、何と申しますか、電子化しがたい文書については紙のまま管理しております。全てもう電子、例えば、県や国からの通知文書が電子化できた場合の收受、

そういったものに関しては、全て電子で保管されているケースもあるものと思っています。紙の文書についても、管理自体は電子の中で管理をしております。

○江口委員

基本は電子ですよ、電子情報ですよ。その中で、実際に、外から来た、例えば手紙とかで、一部分、紙のまま保存するんだけど、ただ、目録というか、それ自体に関してはきちんと電子情報として持っているんですよということですよ。分かりました。ありがとうございます。

その中で、報告いただいたもので、件数がずらっとあるんですが、例えば総務部だったら、令和5年度では7004件、作成・取得しているわけですよ。これが全てというふうな理解でいいと思うんだけど、ここの部分の、さっき言った目録というか、に関しては、電子上できちんと7004件、どんなやつがあるのかというやつは、ずらっと見られると思ってよろしいんですかね。

○総務課長

電子データとして中身を確認することはできますけども、一覧として出るかどうか、ちょっと今確認できておりません。データとしてはちゃんとシステムの中に入っております。

○江口委員

7004件、要するに一件一件どういうやつがありますよというやつは、電子上で見られるということですよ。そのうち、先ほど言った、紙のまま保存している部分があると思うんです。要するに、電子情報になってない、実際のものとしては、電子情報になってないものに関しては、どの程度あるんでしょうか。

○総務課長

ちょっと今その部分については、数字を持ち合わせておりません。

○江口委員

分かりました。実際に情報公開をきちんと運用しようと思ったら、どれだけ電子化するかというのが鍵になるかと思うんです。そこについては努力をしていただきたいと思います。

この文書管理なんですけれど、どうやって保管するかというところの中で、ファイリングシステムを使いますよ。で、その中で文書管理システムを使っているわけですよ。その中で、ベースとしては電子情報で保管するという形でやっているという理解でよろしいですか。で、それを保管、ベースが何で、それを保管するものとして何と何があるのか、教えていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:26

再開 10:27

委員会を再開いたします。

○総務課長

文書管理につきましては、電子化を進めていこうというような考えでありますけど、電子決裁の推進などをしながら、電子化の方向にというような考えはありますけども、まだ現実問題として、紙の文書が大半でございますので、それを電子決裁の推進ということで、全て電子化していけるように進めていくというような考え方ではあります。

○江口委員

基本は紙なんだよということですよ。よろしいですかね。ただ、今後については電子化を進めたいという理解でいいですかね。よろしいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○江口委員

文書管理規程のほうとかを見ていると、文書管理規程というか各種規程とかを見ていると、まだマイクロフィルムの規定ってあるんです。ありますよね。マイクロフィルムというのはどのぐらい使われていますか。

○総務課長

すみません、詳細な状況はちょっと把握しておりませんが、かなり少なくなっているのは確かでございます。

○江口委員

現状、新規でマイクロフィルム化するケースというのはありますか。

○総務課長

私の知る限りでは最近ないものと思っています。

○江口委員

多分そうだと思うんです。かなり前に、私が職員だったときも、既にマイクロフィルム化している作業というのは、たしか、私の経験ではなかったと記憶をしています。ただ片一方で、どうやって記録をきちんと保存していこうかという中では、マイクロフィルムが有効だと言われているのも現状であります。電子情報はすごく大切であるんだけど、その改ざん防止とかはどうやってやるのかと言ったら、そこでもまた課題があったりはします。その中で、有効であると言われている技術がブロックチェーンとかですよ。文書の保管の仕方、文書というか、その情報の保管の仕方をどうするのかという議論とかはなされているんでしょうか。いかがでしょう。

○総務課長

現状、文書管理システムを運用させていただいておりますけど、システムの入替えの機会なんかなども近々あるかと思っておりますので、電子決裁がよりスムーズに運用できるようなシステムの検討などもありますし、データがどんどん増えていくというところもあるので、その辺をちょっと検討はしてはおります。

○江口委員

入替えの時期があるので検討しているということなだけで、ぜひその検討、しっかりとやっていただきたいと思っております。文書管理、文書管理と言うんだけど、情報公開条例というように、情報ですよ。情報のうちの一つに文書があるわけですよ。そう考えると、どこからどこまでをきちんと守るのかとか、保存するのかというやつは、ちゃんと考えなくてはならないと思っています。特に、早期に検討していかななくてはならないというのは、メールであるとか、電話であるとか、そういった分の記録をどうやってきちんと取っていくのか。メールとか、電話とか、対面での会話とか、例えば、いろんな企業のお客様相談窓口で電話すると、今は、「後日の業務改善のために録音させていただきますことをご了承ください。」と流れてくるじゃないですか。その中でトラブル防止もされているわけですよ。行政の方々の受ける電話の中でも同じようなことがあるかと思っておりますので、そういった分の記録というのも十分検討していただきたいと思っております。

あと、当然ながら、もうメールは当然職務でやっておりますので、この情報には当たると思っています。そこら辺についても、じゃあどうやって管理していくのか、そしてまた、そこを後で改ざんができないような仕組みをどうやってきちんと確保していくのかという点も必要だと思っております。情報公開、情報公開と言うけど、本当に非常に奥が深く大変な作業だと思っておりますが、行政の仕事を支える大きな骨組みですので、基盤ですので、この点については、しっかりと、これから先、どうやって、やっていくんだという見通しを立てながらやっていただきたい。それについては、多分総務部だけではできない部分があるんだと思っております。ぜひ全庁的に、これから先の情報のコントロールですね、どうやってやるのか、そしてまた情報公開をどうや

ってそれを使って進めるのか、DXと言われる中で、どんどんどんどん、これが、皆様がお持ちの情報が電子化されているならば、それをそのまま、それでもうこれは公開可というのが分かっているのであるならば、前にも言ったことがあります、最初から、じかに市民が検索をして、それで取りに行けるような仕組みになってくると、それこそ、担当、総務課を経由して、どこどこを経由して情報公開請求をしなくてはいけないというところから外れてくるわけです。そしたら、その分、皆様方の仕事も負担が軽くなるわけです。ぜひ、そういったことを検討していただきたいとお願いをいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

ごめんなさい。あともう1件。今、文書管理規程の中では30年が最長なんです、片一方で、歴史的価値がある部分であるとか、例えば、今回何でしたっけ、裁判の中でも、こういった記録はきちんと持つべきだという判断がなされて、ところがそれが保存されてなかったというやつがありましたよね。障がいがある方に関しての事件とかだったのかな、あたりしますが、ぶっちゃけ、今までなぜ捨てているのかというと、管理が大変だから、文書を捨ててきたわけなんですけれど、電子情報というような形になってくると、どんどんどんどん、記憶媒体の進化とかを考えていくと、これがため込める時代が変わってきます。そうすると、30年を超えてでも、先ほど言った歴史的価値がある部分もそうでしょうし、ある意味、どんどんどんどん保管できる時代になってくると思います。ぜひその歴史的価値の部分も含めて、保存の在り方についても検討いただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「財政見通しについて」、報告を求めます。

○財政課長

それでは、令和3年度に公表いたしました飯塚市普通会計財政見通しを改正いたしましたので、その内容を説明させていただきます。

1ページの表紙に記載しておりますように、一般会計と1つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。

対象年度、期間につきましては、令和6年度から8年度までの3年間としております。9年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難であるため、参考値といたしております。

今回の策定に当たり、財政見通しの目標を財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計額を令和8年度時点で60億円以上とすること。または地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としております。

今回の財政見通しの基本的な推計方法は、令和5年度の決算見込額または令和6年度当初予算額を基準値といたしまして、それに増減要素、特殊要素を加味して推計のほうをいたしております。

2ページをお願いいたします。歳入、歳出の各項目における推計条件を記載しております。

詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して、基準額に乗じて推計した項目、基準額に作成時点で判明している特殊要素などを記載しております。

今回の作成に当たり、基本的にはこのままの状態でいけばどのような状況になるのかという観点での財政見通しとなっております。

3ページをお願いいたします。歳入歳出の主な項目につきまして記載をしております。歳入の根幹となる市税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額といたしまして、今後も同様の水準で推移するものとしながら、人口減少率と人口に占める納税義務者数の割合を考慮し、推計をいたしております。

次に、実質的な普通交付税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額として、市税、扶助費、各特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を考慮して推計をいたしております。

歳出の扶助費は、令和5年度の決算見込額を基準として、令和8年度まではその基準額に過去の増減率を乗じて推計し、対象期間内に約12.5億円の増加を見込んでおります。9年度以降は現在の生活保護扶助費の減傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで継続するのか想定できませんでしたので、8年度の数値と同額で推計をしております。

公債費は借入済の市債に対する償還額、令和5年度以降借入見込額の特別事業分と特別事業以外に分けた償還見込額を分けて推計しております。今後の市債活用による事業実施の状況によって、数値は変動する見込みとなっております。

普通建設事業は、今回の財政見通しに参入した特別事業分は、総合計画の実施3か年計画を参考として、4ページから6ページにかけて記載をしており、その特別事業以外の分としては、過去の実績を考慮しまして、24億円で推計しております。

次ページ、4ページをお願いいたします。一番上の補助費等は、令和6年度当初予算額を基準額として推計をしております。

一部事務組合負担金分のうち、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業につきましては、作成時点で把握している概算額から試算したものを普通建設事業の特別事業分に計上いたしております。

次に、事業内容①の項目では、6ページにかけまして、今回の財政見通しに参入しました総合計画の実施3か年計画などから抽出しました9事業を、普通建設事業の特別事業として、その事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載しております。なお、この事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値となりますことから、実施の際には、事業費は変動することが想定されます。

次に、6ページをお願いいたします。こちら事業内容②の項目、ふるさと応援寄附事業分では、寄附金の額を令和6年度当初予算額と同額として令和8年度まで減少させ、9年度以降は8年度と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いて、ふるさと応援基金の年度末残高を算出しております。この額が翌年度の事業に活用できるものとして推計をいたしております。

7ページをお願いいたします。これまでの推計から算出した結果をまとめたものが①歳入と②歳出の見通しとなり、一番下の③収支（財源調整必要額）に表示しておりますとおり、各年度におきまして、財源不足が発生するという推計となっております。

8ページをお願いいたします。財源調整した結果を、④財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計に示しております。ここでの目標は、標準財政規模の約20%で設定しました基金残高を令和8年度時点で60億円以上とするとしております。対象期間内においては、決算ベースでは財源調整が可能であるという推計ではありますが、今後の予算編成には厳しい残高の状況が予想されております。

その下、ストック情報といたしまして、⑤地方債（市債）残高の推移を掲載しております。

ここでの目標は、支払い以上に借入れをせず、公債費を抑制していく取組といたしまして、地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としております。

ただいまご説明いたしました③収支、④基金残高から考えますと、この財政見通しは、ふるさと応援寄附金により約20億円を超える財源を確保した推計になっているにもかかわらず、毎年度財源不足が発生する見込みとなっており、今後、ふるさと応援寄附金が減少することを想定いたしますと、財源調整のための基金残高、想定される市税などの一般財源収入、今後見込まれる事業費などを考慮いたしますと、本市の財政状況は決して余力がある状況ではございません。今後も持続可能な行政運営のためには、事業の取捨選択や予算計上時期の調整を図りながら財政運営に取り組む必要があると考えております。

簡単ではございますが、以上で報告のほうを終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

今、ご説明の中でありましたけど、最終的に11年度について、財政調整基金、減債基金の年度末残高は18億円になるということで、今現状、5年度末で168億円あるわけですけど、かなりやはり財政については厳しい状況だということは見て取れます。その中で、4ページのほうの一部事務組合の負担金のところでお伺いしたいんですけど、このふくおか県央環境広域施設組合の負担金ということで、6年から11年までしか出ておりませんが、この時点で、総事業費等の財政見通しをつくる段階の金額は幾らを見込んでありましたか。

○財政課長

今回、財政見通しの作成に当たり、県央の負担金に関してですが、こちらまず、こちらは事業の造成工事にかかる経費、あと、建物の建設にかかる経費、そちらの合計額から算出しております。そちらの合計を試算では約500億円と想定いたしまして、その中から国庫支出金などを除きました各市町の負担割合が出てきます。そして、その中から飯塚市の負担割合が人口で定められておりますので、そちらの約73%で計算しました飯塚市の負担分を、こちらのほうに7年度から11年度までの事業費としまして、記載をさせていただいております。

○吉田委員

一応、事業というか、見通しを出すタイミングでは、総事業費のところ、造成費用及び建物の設備、それから運転管理、全てにおいて500億円という説明がございましたが、今現状で、これ、業者募集がもう今かかっております。この組合議会、私も出ていっているわけですけど、一応670億円程度の金額及び税込みであったら700億円を超えるようなご説明がございました。先ほどの説明の中でも、実質の額で変動するということでご説明がございましたが、そこら辺の認識はございますか。

○財政課長

こちらは財政見通しを作成する時点で、我々が把握した数値となっておりますので、今後、事業の進捗により、事業費は変動するものと考えております。

○吉田委員

今現状でそのような形になっております。当然のごとく、出した時点ともう変わっているような状況ですし、まず、この事務組合に関してですけど、この事務組合のところ、今回財政見通しで出ておりますが、担当部署というのはどこになるのでしょうか。例えば、分担金、負担金の割合が先ほど73%という説明がございましたけど、人口規模割合で負担金が発生することは理解しております。この事業について、一部事務組合所管でやっているというようなことは、当然、存じ上げておりますけど、負担割合とか、その協議及びこういう規模でつくられていくというところの所管はどこになるのか、教えていただけますか。

○財政課長

こちらの負担金のほうは、一般会計のほうから負担をいたしますが、市民環境部が管轄するものと考えております。

○吉田委員

それでは、市民環境部というお答えを頂きましたけど、市民環境部のほうで組合のほうと施設建設に関しての協議というのは、例えば、我々のところは飯塚ですけど、これは2市2町で運営している組合なんですけど、当然のごとく嘉麻市、参加している桂川町、小竹町についてはごみに関してはありませんけど、各2市1町について、同じような形で進んでいるのかどうか、分かればお願いします。

○財政課長

ただいま関係自治体による協議のほうを開催いたしております。その中で、構成メンバーとしましては、飯塚市と嘉麻市と桂川町と施設組合のほうで、合同で会議のほうを持っておりますので、各市町の方たちも理解はされているかと思っております。

○吉田委員

今のご説明によると、各参加市町のほうで担当を決めて、担当部署がということでしたんで、飯塚の場合は環境整備課という形でよろしいと思うんですけど、ほかのところについては分かりませんよね。

○財政課長

飯塚市であれば、環境対策課と環境整備課と財政課のほうで入っております。また、嘉麻市さんでいけば、財政課と環境課長、また、桂川町さんでいけば、企画財政課長と保険環境課長のほうが参加をされております。

○吉田委員

財政課長も今、参加されているということでしたので、ちょっと内容について、答えられる範囲で構わないんですけど、事業の金額と、それと建物とか、運転管理とか、いろいろあると思うんですけど、その内容についての説明等はございましたか。その辺についてはいかがでしょうか。

○財政課長

今、関係市町のほうで構成された会議体を持っております。私のほう、財政部門といたしましては、この事業に対する財源措置が、どのようなものがあるかとか、どのような起債が使えるか、交付金の活用ができるかというような視点で参加をいたしてございまして、こちらの事業内容につきましては、環境部門のほうで内容の協議のほうをしているような形だと考えております。

○吉田委員

ちょっと私の質問が、ここですべきかどうかというところを迷いながら聞いていますけど、財政、金額的なものについての協議だということで、今ご説明がありましたけど、あと環境のほうでは、そういう別途会議というのは、環境部門のところ、飯塚の場合は環境整備ともう一個どこかありましたよね。それで参加して協議が行われているということでご説明いただきましたけど、その中では具体的な協議があっているのかどうか、この点だけお答え願えますか。

○財政課長

そちらに関しましては、私のほうではちょっと承知をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

1つだけ、ちょっと関連と申しますか、こうなるのかなというところを聞かせてください。4ページの、先ほど吉田委員のほうからもありましたけど、造成と建物の想定が500億円で、これをつくっていますということで、お話の中で700億円近くに膨らむかもしれないという

ような想定をされているということで、1.4倍になります。1.4倍になると、当然、飯塚市の負担金も1.4倍だろうというふうに思いますけれども、それを計算していくと、最後の、これは8ページですかね、財政調整基金の残高というところで、令和11年度まで記載されておりますけれども、ここが1.4倍支出することで、かなり厳しくなるのではないかと。これが、ちょっと計算していませんけれども、ゼロに等しくなるのか、マイナスになるのか、ぱっと分かれればお答えいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○財政課長

すみません。今回、財政見通しで、この4ページに負担金として算出している金額といたしましては、造成工事に関するものと建物の建設工事に関するもので、約500億円から今回のやつをスタートさせております。今の組合議会のほうで公表されている金額が、すみません、ちょっと税抜で六百数十億円だったと思いますけども、そちらの数字の構成内容といたしましては、建物に関するものと、あと、建物が出来上がったときですね、20年間の、一応施設運営といいますか、ランニングコストを含んだところでの金額が示されているような状況になっておりますので、今回、私どもがつくった財政見通しの事業費の構成がちょっと違うということは、先にちょっと認識のほうをいただきたいと思います。

先ほどの、今後の負担をしていくとどうなっていくのかという形でしたけども、一応現時点での理論計算をする中では、限りなくゼロという形に、ゼロといいますか、不足していくというか、そういった形になっていく見込みだと思っております。

○奥山委員

限りなくというか、ゼロということでしたが、であれば、その時点、今、令和6年度、ちょうど真ん中ぐらいですけども、令和6年度から7年度、8年度というふうに、一般会計の事業を抑制するという考えは、この財政見通しの中であるのか、ないのか、今までどおりの事業をやっていくのか、支出も抑えていかれるんだろうというふうに思いますが、そういう考えはお持ちなのかどうか、お尋ねいたします。

○財政課長

先ほども述べさせていただきましたけども、今後の持続可能な行政運営をしていくには、事業の取捨選択ですね、あと、その予算の計上時期の調整などを図りながら、現在作成しました財政見通し、こちらはこのままの状態であれば、今後はこのような形になるという形の一つの参考資料となりますので、今後、歳入の確保や歳出の確保、歳出の適正化ですね、そのようなものをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

まずちょっと、この頂いている資料の確認なんですけど、7ページ、早い話が、歳入と歳出をいろいろ想定すると、一番最後の3番の収支のところ、令和5年度は10億円の赤字と。令和6年度は13億円程度の赤字と。令和8年度から急激に増えて27億円、令和9年度には37億円になりますよということですね。これを補うために、財政調整基金とか減債基金を活用するわけですね。さっき、この表を見て思ったのが、今年3月に予算委員会、私もちょっと委員会の委員でしたけど、そのときにちょっと課長からご報告を受けたのが、今報告されている部分でいくと、令和5年度は財政調整基金と減債基金の合計で168.8億円でしょ。令和6年度では156.9億円、これ、あくまで両方も決算見込みであったり推計だったりするんですけど、ただ、3月の予算委員会では、令和5年度で134.8億円、これはあくまで見込みです。令和6年度では93.2億円だったんですね。これは間違いないでしょうか。予算委員会の報告として。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:13

委員会を再開いたします。

○財政課長

先ほどは失礼しました。先ほどの、前回の予算特別委員会的时候で、令和5年度の決算見込みと令和6年度の基金残高の見込みをお示ししておりました。今回、この財政見通しを作成するに当たり、令和5年度決算のほうを限りなく決算値に近づけることができましたので、数字のほう、基金残高の数字のほう、前回の予算特別委員会的时候に申しました数字よりもよくなっているという形の状況になっております。

○赤尾委員

この金額差を計算すると、令和5年度ではプラス34億円になっているんですね。令和6年度では63.7億円。もう多額な、大きな金額だと思いますが、この残高が増加した要因というのは、何か分かってはいますか。

○財政課長

令和5年度の決算におきまして、歳入に関しては、予算額よりも、こちらが想定するよりも決算が多く入ってきた。また、あと歳出に関しては、予算額に比べて、契約に伴う執行残などにより、予算と決算の乖離があったという形で決算を迎えましたので、数字のほうといいますか、差引きの数字のほうですね、少し余裕が出たという形にはなっております。

○赤尾委員

ちょっとこの金額差というのがかなり大きいので、予測を立てるにしても、この金額差がこれだけあると、何となく見通しとして出されるものの精度が下がっていくように感じるんですが、こういうことは、ほかの自治体なんかと比較すると、もうこのくらいの金額の乖離というのは出てくるものなんでしょうか。

○財政課長

各年度の事業の実施状況にもよりますが、往々にして、各自治体の決算ではこのような形になってくると考えております。

○赤尾委員

あと一つちょっとお尋ねしたいのが、この基金から一般財源のほうに繰入れを毎年、年度間にされるとお思います。大体平均して、私が調べると、大体43億円ぐらいた繰り入れて一般財源として使用していくというような流れだと思うんですけど、この43億円なんかは当然、この見通しでは含まれていると思うんですね。ただ、今その前に同僚議員から質問があつておりました新しいごみ処理施設の整備、この金額の分も当然、基金のほうから繰り入れていくという考え方でいいんですか。この見通しの数字というのは、そこは含まれているんでしょうか。

○財政課長

今回の財政見通しの中での財源不足は、全て基金により財源調整をする取扱いとしておりますので、全て含んでいるという形の回答になります。

○赤尾委員

最後の8ページの図の1、令和8年度、令和9年度で急激に、要は財政赤字というか、そういう状況に陥るんですけど、この主な要因は何でしょうか。

○財政課長

こちらの財政見通しの4ページのほうに記載をしておりますけども、普通建設事業の特別事業分の集計のところがあります。こちらの中で、令和6年度の推計の事業費としては61.4億円、7年度が72.3億円、8年度が78億円、そして9年度が参考値となりますけど93.3億円という形になっておりますが、この中で大きな要素を占めるのは、一部事務組合

への負担金というような形になっております。

○赤尾委員

私はふくおか県央、要は一部事務組合のほうに組合議員として行かせていただいておりますけど、飯塚市の財政が、今後、あんまり、低調傾向になるということは認識しておりましたので、組合議員のほうで、要は財政負担がもう、当初これ、ふくおか県央で出されていた予算というのは370億円ぐらいなんです。それが500億円になり、今676億円まで膨らんできているんですね。これを、この数字の動向も見まして、飯塚市の財政をかなり圧迫していただくろうというところで、一部議員の有志の方たちで申入れをしています。要は公募中止の申入れということを見せていただいておりますけど、執行部のほうでそれは知られているというか、認識されているのでしょうか。

○財政課長

その内容につきまして、私のほうではちょっと承知をしておりません。

○赤尾委員

じゃあ最後にちょっと質問になりますけど、この財政見通しは市民の方に公開されているのでしょうか。何か例えばホームページなり、なんなりで、公開されているのかどうかお尋ねします。

○財政課長

現在、各常任委員会のほうに報告をさせていただいておりますので、各常任委員会のホームページ上といいますか、議会の資料の中では見ることができます。その後、財政課のほうからも一般的なホームページのほうに載せていきたいというふうに思っております。

○赤尾委員

今は公開してないけれども、きちんと精査後に公開するという認識でよろしいですか。

○財政課長

現在は、議会のサイトの中から各委員会の資料が見られます。あと財政課のほうは財政課のほうで、ホームページの中で財政とかの情報を出しているところがありますので、そこで決算の状況とか、財政見通しの情報を再度掲示していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

やっと財政見通しが出たわけなんだけれど、果たしてこれが誠実な財政見通しかどうかということになると、苦言を呈さざるを得ないと思っております。というのは、今までずっと財政見通しを出して来られましたね。で、それで示されているのは、推計値3年プラス参考値7年の10年出しているんですよ。今回は、推計値3年プラス参考値3年なんです。6年しか出てないわけ。で、今回の財政見通しの数字が出ている最終年度は令和11年度なんです。そこでプラス18億円の基金残高という形なんだけれど、片一方で、令和3年度の財政見通しでは、既に令和12年度までの財政見通しが示されているわけなんです。参考値ではありますが。ずっと10年推計しているのに、今回は何で6年なのかという話なんです。まずこの点から理由をお聞かせいただけますか。

○財政課長

前回作成したときには参考値が7年間として、今回が3年間の表示になっております。この一番の大きな理由としましては、全体的に集計しているのが7ページのほうになります。こちらの表示の仕方といいますか、レイアウトを、できるだけ大きく見ていただくような形で作成したもので、今回は参考値を3年間というふうにしております。今後の令和12年度以降につきましても、我々、試算をしております。その中で今後の公債費であるとか、そういったものは、理論計算の中で償還終了まで載せることが可能になっております。しかし、今後の大型

事業などの掲載につきましては、今、実際に分かり得る3年間分の内容を記載させていただいておりますので、今後大きな変化等があったりとか、法改正が今後もありますので、今回につきましては、3年間の参考値だけを表示させていただいたというのが一番の理由になっております。

○江口委員

見やすいからと言うんだけど、もうこの時代、指でぴーっと広げたら大きく見えるわけですよ。改めて次回、例えば9月議会の中でも結構なんで、10年のやつを、10年とかもっと詳しいやつをぜひ出していただきたいと思います。そうしないと、ある意味、この基金の状況から見ると、令和12年度というのはもう枯渇しているのが見えているんですよ。正直な話。なので出さなかったのかと、邪推されかねません。そういったことのないように、今言われたように、数字を持っているのであれば、最大限その数字は公表していただく。それが、財政運営をどうやってきちんとやっていくか、そこの基本になりますので、その点については十分ご注意をお願いしたいと思います。

先ほど来、各委員からの質問もあったんですが、ちょっと重なる点がありますが、改めてお聞きしますが、特別事業に関しては9事業が計上されているわけなんですが、9事業以外、この実施3か年の中ではないという理解でよろしいでしょうか。そこら辺、どんなふうに、なぜこの9事業だけがなぜ上がっているのか、それ以外に何かあるのか、お聞かせいただけますか。

○財政課長

こちらの9事業以外にも、総合計画、実施3か年計画のほうに計上している事業はたくさんあります。その中でも事業費が大きいものを今回、計上を、9事業を抽出して抜き出したという形になりまして、それ以外の通常の道路整備であるとか、そういったものにつきましては、普通建設事業の特別事業以外の中の、金額的には24億円の中で執行していくような計画のつくりとなっております。

○江口委員

道路整備とか、日常的に行われているものはならして24億円でやったというような形ですよ。

で、さっき9事業以外にも特別事業はいっぱいあるというお話だったんだけど、例えばどんなやつがあって、それは普通事業なので、24億円は普通事業でしょ。普通建設事業のほうですよ。特別事業ではないということです。ですよ。という理解でいいんですよ。そしたら、それ以外の、9事業以外の特別事業というのは、ここで言うとどこに計上されて、その中には例えばこんなものがあるという部分、たくさんうちの一部分でいいので、ちょっと紹介していただけますか。

○財政課長

こちら財政見通しの中には、令和6年度の当初予算や令和5年度の決算見込額を全て網羅したところで財政見通しのほうを作成しております。現時点で、この9事業以外の事業のちょっと詳細な項目を申し上げることが、少し時間を頂かないと、いろんなところに散らばり過ぎておりますので、ちょっと今、この場で申し上げるのは、ちょっと時間を頂きたいと思います。

こちら財政見通しの7ページのほうをお願いいたします。令和6年度から第2子以降の保育料の無償化のほうを行っております。それに関しましては、歳出のその他のところの補助費等の中に入っているような形になっております。組み込んでおります。あと、企業が進出してきたときの企業立地補助金なども、こちらのその他の補助費等の中に組み込んでおります。ただ、こちらの補助費等の中には県央の組合、一部事務組合のほうで現在、清掃工場や火葬場とか、そういったものの運営の負担金も支出しておりますので、そういったものもこの八十数億円の中に組み込んだ形になっております。

○江口委員

すみません。3ページが一番下に普通建設事業とありますよね。その中の特別事業分というのがありますよね。これが下の9事業と思ってよろしいんですよね。ただ片一方で、特別事業というのはいっぱいあるんだというお話があったんだけど、その下に、この特別事業以外の道路や施設整備というのが入っているんだけど、通常の道路整備以外の、私がさっき言ったのは、どちらかという、施設整備に関しては9事業以外にもまだいっぱいあるだろうなと思いつつ、それらを含めて特別事業と言うんだらうと思つてはいたんですよ。でも、これを見る限りはそうではなくて、施設整備は、その他施設整備は全部この下の欄でカバーすると思つていいんですか。それが24億円で収めるというふうな形なんですかね。

○財政課長

こちらの特別事業以外の道路や施設整備としての24億円というところですが、こちらはこれまでの投資的経費として整理いたしましたこれまでの事業費から、大体こちら辺の額までは支出できるだろうという形の算出を行いまして、24億円で設定しております。

○江口委員

という、ここで言うと、ある意味、その24億円に関しては、財布の中を見ながら、このぐらいまでできるよねというところまでやったんで、個別、個別の、これ、これ、これの積上げというふうな形ではないという理解ですかね。そして片一方で、この特別事業というその上の、3ページが一番下のところの特別事業という部分に関しては、普通建設事業の中でも大きいもの9つを例示して、抜き出してここに挙げたという理解で、ということでしょうか。

○財政課長

委員がおっしゃるとおりです。

○江口委員

となると、本来でいえば、もっともっと、24億円で収まらずに、本当だったらもっと欲しいんだよねというところもあるというところなんではなかろうか。既に実施3か年で上がっていて、特別事業というこの9事業以外の分というのは、積上げで言うとどのぐらいあるのかとか分かったりしますか。実施3か年でもう既に上がっていて、やるつもりのところに関してはもう推計値に入っているわけでしょう。その部分が幾らあるとか分かったりしますか。

○財政課長

こちらの24億円の算出の方法なんですけども、これまでの決算、平成18年度からずっと決算を見ました。そして、その中の投資的経費と呼ばれるものの中に、今回の特別事業の9本みたいな事業内容も当然含んでおります。例えば、小中学校の統合整備や、また小中学校の整備事業とか、庁舎建設事業とかですね、そういったものの各年度の投資的経費から、その年度の特长的な大型事業を差し引いた事業費を各年度で算出いたしまして、その平均などを用いて、24億円という設定をしております。全体のやつを見て、各年度の投資的経費の全体額から特別事業を除いた金額の平成18年度から直近の、令和5年の直近辺りまでを見たところで金額設定を行っております。

○江口委員

要はこの、一番下の24億円というのは、要は過去の実績を基にこのぐらいだよと積み上げた数字ということですよ。今お聞きしているのはそうではなくて、既に実施3か年で計画している分がありますよね。その中で、9事業以外、9事業以外の実施3か年で、もう既に計画している分の積上げの額というのがわかりますか、というお話。

○財政課長

現時点ではそのような集計をしておりますので、わかりません。

○江口委員

ちょっと、これが入っているかどうかというやつをお聞きしたいと思います。嘉穂劇場。それと、嘉穂劇場については、この算定の財政見通しの中ではどういう取扱いをしているのか、

今の24億円の中に入れて考えておられるのか、それともこれについては、まだ分からないので、算定していないというような形なのか、いかがですか。

○財政課長

嘉穂劇場につきましては含んでおりません。

○江口委員

相田以外の市営住宅に関しても、これも含まれていないという理解でよろしいですか。

○財政課長

各公営住宅の通常の維持補修、それにつきましては、先ほどの24億円の中に含んだ形となっておりますが、新しい何かの公営住宅の新規の事業などは入ってはおりません。

○江口委員

そうすると、またそこら辺が出てくると、またさらに厳しいというふうな状況かと思えます。

ちょっと県央のところに関してお聞きしますが、先ほど、ここに関しては造成費用と処理場の建設費用を計上しているというお話がございました。それが500億円として計上しているということがございました。それ以外の経費として、こういったものが想定されるのか、そしてそれは事業費としてどのぐらい、というふうな形でつかんでおられるのか、そしてそれはこの財政見通しの中ではどういう取扱いになっているのか、お聞かせいただけますか。

○財政課長

ただいまの経費につきましては、現時点でこちらのほうも把握できておりませんので、そのような事業内容が明確になった時点で、またこちらのほうの財政見通しのほうに組み込んでいきたいというふうに考えております。

○江口委員

先ほど、公募がスタートしました。20年間の運営費用が入っているんですとありましたよね。それでざっと上がっている部分がありますという話だったんです。それについては、この財政見通しの中では入っていないという理解でよろしいですか。

○財政課長

ランニングコストの運営経費につきましては、この中の既存の負担金の中に含んだ形で算出をしており、毎年支出をしておりますので、この中に当然含んでいるという形になっております。

○江口委員

では、算定している費用としてはどの程度、負担金として出す形で算定しておられますか。

○財政課長

こちらのほうの負担金につきましては、令和6年度の当初予算ベースと同額を、後年度も置いております。

○江口委員

ちなみに、お手元に資料があったら、幾らぐらいかを教えていただくと助かるんですが。

○財政課長

負担金としましては、24億円程度を置いております。

○江口委員

24億円ですね。分かりました。県央については、ごみ処理場以外で、今後施設改修が見込まれるもの、終末処理場等であったりとか、火葬場とかがあったりするわけですが、そこら辺については入っていないという理解でよろしいですよ。

○財政課長

入っておりません。

○江口委員

今までお答えになった分を考え合わせると、先ほど、財政課長のほうも財政状況は決して余

力がある状況ではないというお話がありました。そしてなお、今後の財政運営については、歳出の見直しであるとか、歳入増に努めなければならないというお話があったかと思いますが、今回の財政見直しに対して、与える影響が一番大きいのはやっぱりこの県央であるというのは、みんなそう思っているところと思うんですが、今出ている財政見直しにおいても、最後の3年というのは30億円の赤字ですよ。30億円オーバーの赤字なんです。30億円オーバーの赤字というか、費用がかかるというのに関しては、これから以降、あと何年ぐらい続きますか。

○財政課長

ただいま、財政見通しのほうの③収支のところの財源不足額だと思いますが、現状の作成の見込みのままでは、令和12年度以降も約23億円程度のマイナスが出る予定となっております。

○江口委員

県央の事業に対して、ごめんなさい、県央の事業に関して、12年度以降も負担がずっと続くかと思うんですが、それはいつまで、どの程度、年額で言うとどの程度あると考えられるのか、お聞かせいただけますか。

○財政課長

県央の負担金につきましては、市債を活用して、今後の支出をしていきたいというふうを考えております。そしてその市債に関してですけれども、借入れをいたしますが、償還期間30年で借入れをしたいというふうに思っております。そうした場合、この公債費の支払いは、令和41年度まで公債費の支払いがあるものと試算をしております。

○江口委員

令和41年度までであるということなんですが、要はここで出ているのからプラスで30年ということですよ。そして、ここでこの4ページが一番下で言うと、実質市負担額というのに関しては、令和9年以降は11.7億円、12.3億円、11.5億円と、10億円オーバーがあるんですが、この10億円オーバーの金額が、今後、令和41年まで続くというふうな理解でよろしいですか。

○財政課長

負担金につきましては、市債の借入れを行い、元金の償還が始まったときになりますが、その部分でこの実質市負担額の金額を算出したところ、毎年約6億5千万円程度の負担という形になってきます。市債のほうは各年度で借入れを行いますので、元金償還の始まる日にちとかが統一されたときのマックスの合計値の金額としては、6億5千万円程度を毎年返していく、実質的な負担が発生するような形になります。

○江口委員

ごめんなさい。4ページが一番下を見ると、令和9年から11年まで、一番下の実質市負担額Dという数字に関しては、11.7、12.3、11.5となっているんですが、ここに当てはまる数字の令和12年から41年に関しては、6.5億円程度という理解になるということですか。

○財政課長

言われるとおり、公債費の借入れの年度にもよりますけれども、例えば、令和12年度でいけば、ここは3.3億円ほど。そして、借入れが全部終了して、元金償還金がきれいに始まる年度、それが今、理論上では、令和15年から始まりますので、そのときの実質の市の負担額としては6億5千万円程度が、令和37年度まで続いていって、令和38年度から元金償還がどんどんどんどん減りますんで、令和41年度には1億4千万円程度になる予定となっております。

○江口委員

何か、説明を聞いていても、やっぱり細かい数字をしっかりと出していただいたほうが分かり

やすいなと思っていますので、ぜひその点についてはもう、例えば、この事業についてはこういうふうな形で見ていますとかいう部分は、個別個別で細かく詳細に出していただきたいと思っています。ここに挙がっている金額、事業費の金額だけでも291億円ですよね。なおかつ、これについては、造成プラス建設費ということで、周辺事業費だったりとか、土地の買収費とか、そういった分は全く入っていないというようなことなんです。先ほど6億円前後ぐらいというやつが、これから後、この財政見通し以降というふうな形でしたが、片一方で、24億円の負担金というやつを計上しているということになると、足して約30億円がずっと毎年出ている形というのが予想されるわけなんです。本当に、財政として、飯塚市の財政として、もう本当にもう危機的状況にあるというのが、この財政見通しから、私は読み取れると思っています。そのときに、先ほど赤尾委員の話にもありましたけれど、本当にこのまま、公募はスタートしたんだけど、この形でやるのが本当にいいのかどうかということに関しては、ぜひ飯塚市としても、やれるのかとか、やれるのかどうか、それと、やるのがいいかというやつを考え直していただきたいと思うんです。言わば、致命傷になりかねないわけでしょう。いろんな各種事業をやめなくてはならないことが想定されるわけですよね。市民サービスがずっと低下するわけですよ。基金がゼロになりますよということになると、どうやって返すんですかということですよね。市民生活に非常に大きな影響を与えることが、もう見えたわけです。

県央議員の有志で出した公募中止の申入書に関しては、それぞれ各市町の財政状況が分からないから、それを確認するまでは、一旦それを中止してくれという形だったんです。ただここに、こうやってもう財政見通しができてきて、財政がこういった危機的状況にあるというふうな形の中では、本当にこのまま2つある、県央の中で、飯塚、桂川、嘉麻の中で2つある、桂川の桂苑と飯塚のクリーンセンター、この2か所、桂苑の横に1か所、新しく整備して、やるのが妥当かどうか。そしてまた、それが220トンというやつでやるのがいいのかどうか、それについては、一旦立ち止まって、市民の皆さん、こういった危機的状況にあるんです。これから先の事業を見直すだけではなく、この事業も含めて、どうしたらいいと思いますか。皆さん方の生活はそのままかもしれないけれど、皆様方のごみを出す姿はそのままかもしれないけれど、いろんな生活の、いろんな場面で影響が出てくる事業なんです。そしたら、ごみ出しの形は変わるかもしれませんが、そういったことをやることによって、別な形ができるのであれば、そちらを選ぶことも十分あっていいと思うんです。

吉北のクリーンセンターは、98年の整備です。1998年にスタートしています。今26年経過。この新ごみ処理場が稼働を開始するのは令和12年ですので、そうすると32年なんです。32年で、開いたごみ処理施設をもう作り替える、今回の計画も20年プラス10年の30年の計画ですよね。30年ごとにごみ処理場を作り替える姿が正しいのかどうか。もし、吉北のクリーンセンターが、これから以降20年稼働できるようになると考えると、あそこは180トンなんで、220トン必要としても、造らなくてはいけないのは40トンになります。そうすると全然財政負担が変わるわけですよ。

また、CO2の削減だったりとか、SDGsとか言いながら、脱炭素という中で人々の暮らしも変わっていくのが十分予想されますし、片一方で人口も減っていきます。今、パリオリンピックがあります。フランスでは、今年1月1日から、生ごみの堆肥化が法制化されています。そうやって、脱炭素を乗り切ろうと、温暖化を乗り切ろうという取組がなされている中で、飯塚市がこのままやっていいものかどうか。財政も厳しい。そして、そういった環境に対する影響も考えると、一旦立ち止まる時期ではないかと思っています。その点について、ぜひしっかりと考えていただきたい。

私どもも議会として、この財政のまま進めるのかどうか、しっかり検討しますが、執行部としても、県央がやっているからだけではなくて、県央もそうやって検討してきたかもしれないけれど、さすがに構成市の飯塚市として、ここまでの分はできないよと。もっと別な形がある

んじゃないかという話をしているんだと思います。ぜひそのことをお願いしておきたいと思
います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。